

多くの方が使用する施設・店舗の木質化を支援します ～川崎市木材利用促進事業補助制度を創設～

川崎市では、地球温暖化の防止、森林再生等へ寄与する国産木材の利用促進に向け、取組を進めております。

取組の一環として、多くの市民が利用する民間建築物等において、木質化等により木材を積極的かつ効果的に活用する取組に対し、費用の一部を支援いたします。

このことにより、木の良さのPR及び市民の木材利用に関する意識向上を図り、国産木材の利用を促進してまいります。

1. 補助制度の概要

- 多くの市民の利用が見込め、目立つ形で木材を利用し、木の良さのPRを十分に図る事ができる施設に対して、重点的に支援を実施
- 補助対象事業
 - ・木質化工事に係る必要な工事費(設計費は除く)
 - ・木製什器等の購入、組み立て、設置、運搬にかかる経費
- 補助率・補助限度額
補助率:2分の1
補助限度額:250万円

補助対象事業イメージ



<市住宅供給公社 スタール塩浜 まま&きっずひろば>

年間10万人以上が利用し、特に高い効果が見込まれると審査会^{*}で判断され、交付決定を受けたものは500万円

※川崎市木材利用促進事業補助金審査会

2. 令和元年度の募集について

- 募集件数
2～4件程度 (市の予算の範囲内で補助)
※年度内に完了する木質化に係る工事が対象となります。
- 補助の条件として、交付申請に先立ち、川崎市木材利用促進事業補助金審査会(以下、審査会)での審査が必要です。
- 審査会での審査に必要な事業提案書を以下の期間で受付けます。
《事業提案書受付期間》
令和元年8月19日(月)から9月27日(金)まで
(提出方法や制度の流れなどは別添の制度チラシをご覧ください。)

3. 今後のスケジュール(予定)

- 令和元年10月中旬 事業提案書の審査・補助対象者決定
- 令和2年3月末まで 木質化工事完了、完了報告書提出

<問合せ先>

川崎市まちづくり局総務部企画課 塚田
電話 044-200-2705